

平成19年度食品表示合同監視実施要領

1 目的

食品販売業者等に対し、適正な表示の実施指導を徹底していく必要があることから、「とちぎ食の安全・安心行動計画」に基づき、関係機関が合同で監視指導を実施する。

2 実施方針

「食品衛生法」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を所管する行政機関が連携を密にし、食品等の表示について点検し、表示基準違反品の発見、排除に努める。

3 関係機関

国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所
県：各広域健康福祉センター、各農業振興事務所
市：宇都宮市保健所

4 実施期間

平成19年8月及び12月
(平成19年度食品表示適正化強化月間)

5 実施方法等

(1) 監視指導班の編成

監視指導実施地区は、別表1のとおりとし、地区ごとに関係機関の職員が複数で監視指導班を編成する。

農林水産省関東農政局栃木農政事務所	1名
各広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所	1名以上
各農業振興事務所	1名以上

(2) 対象施設

対象施設は、大規模、中規模スーパーマーケット及び農産物直売所等とし、地区ごとに対象施設を選定する。

(3) 調査当日の流れ

健康福祉センター又は農業振興事務所に集合 打合せ 調査 総評 終了

(4) 施設調査方法

別添「食品表示合同監視実施マニュアル」に基づき実施する。

(5) 調査施設数及び実施回数

1調査あたり3～4施設を目途に実施する。

別表1に定める地区ごとに2回(8月1回、12月1回)以上実施する。

6 結果の報告及び公表

- (1) 結果については、別表2の様式により、できるだけすみやかに生活衛生課長あて報告する。
- (2) 生活衛生課長は、調査結果をホームページ上で公表する。

別表1

	地区名	市町村	健康福祉センター等	農業振興事務所
1	上都賀地区	鹿沼市、日光市、西方町	県西	上都賀
2	芳賀地区	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東	芳賀
3	南那須地区	那須烏山市、那珂川町	県北	南那須
4	下都賀地区	栃木市、小山市、壬生町、下野市、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町	県南	下都賀
5	那須地区	大田原市、那須塩原市、那須町	県北	那須
6	塩谷地区	さくら市、矢板市、塩谷町、高根沢町	県北	塩谷
7	安足地区	足利市、佐野市	安足	安足
8	宇都宮地区	宇都宮市	宇都宮市保健所	河内
9	河内地区	上三川町	県南	河内

別表2

食品表示合同監視調査結果

地区名： _____

実施年月日： _____

No.	営業所名称（営業所所在地）	調査結果		
		食品衛生法	J A S法	衛生管理状況、その他

(別添)

食品表示合同監視実施マニュアル

1 施設立入

予め対象施設に連絡をした上で実施することとする。

また、立入時に施設の代表者等に趣旨を説明し、調査協力を要請する。

2 監視

(1) 合同調査

容器・包装された食肉及び切り身にした魚介類

調査項目：名称、原産地、消費期限、保存方法、加工者等
生鮮食品に近い加工食品（畜産物及び水産物に限る）

調査項目：名称、原材料名、内容量、消費期限、保存方法、製造者等
原産国名（輸入食品に限る）

(2) 個別調査

食品衛生法関係（健康福祉センター、宇都宮市保健所）

8月：食肉、弁当、アレルギー物質含有食品

（食肉：タブリック、テグライズ処理等の表示、弁当：期限表示（時刻表示）等）

12月：魚肉ねり製品、そうざい等年末特に流通する食品

JAS法関係（農業振興事務所、栃木農政事務所）

農産物（野菜・果物）：名称及び原産地表示の有無

その他、生鮮食品及び加工食品についての表示

3 結果説明・指導等

調査結果について、施設の代表者等に説明を行う。

不適切な表示が認められた場合（誤表示、欠落等）は、改善方法について具体的に説明し、速やかな改善を求める。

また、必要と認めるときは、後日改善内容を確認する。

食品表示合同監視調査結果

1 日時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 調査店舗 店舗名：
所在地：
対応者：

3 調査員名 健康福祉センター（宇都宮市保健所）
農業振興事務所
栃木農政事務所

4 調査結果

		品 目	表示状況	改善指導内容	改善状況
合同調査					
個 別 調 査	食衛法関係				
	JAS 法関係				

不適切な表示が確認された品目のみ記入する